

(注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ (toughokutaheiyouoki2011.par) による修正がされています。

地番区域見出  
金浦字上林

請求部分	所在	にかほ市金浦字上林		地番	24番7
出力縮	1/500	精度分	乙一	分類	地図(法第14条第1項)
作成年月日	昭和47年10月	座標系又は記号	X	種類	地籍図
		備考年月日(原図)		記事項	

表題部 (土地の表示)		調製	平成17年2月14日	不動産番号	4102000618395
地図番号	C45-1、45-3	筆界特定	余白		
所在	由利郡金浦町金浦字上林			余白	
	にかほ市金浦字上林			平成17年10月1日行政区画変更 平成17年11月9日登記	
①地番	②地目	③地積 m <sup>2</sup>		原因及びその日付〔登記の日付〕	
24番7	宅地	242	84	24番1から分筆 〔昭和45年3月2日〕	
余白	余白	334	94	③24番8を合筆 国土調査による成果 〔昭和50年1月31日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成17年2月14日	



これは登記記録に記載されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記載されている事項はない。

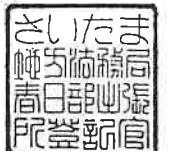
(秋田地方法務局本荘支局管轄)

令和5年10月16日

さいたま地方法務局春日部出張所

登記官

小川 哲 裕



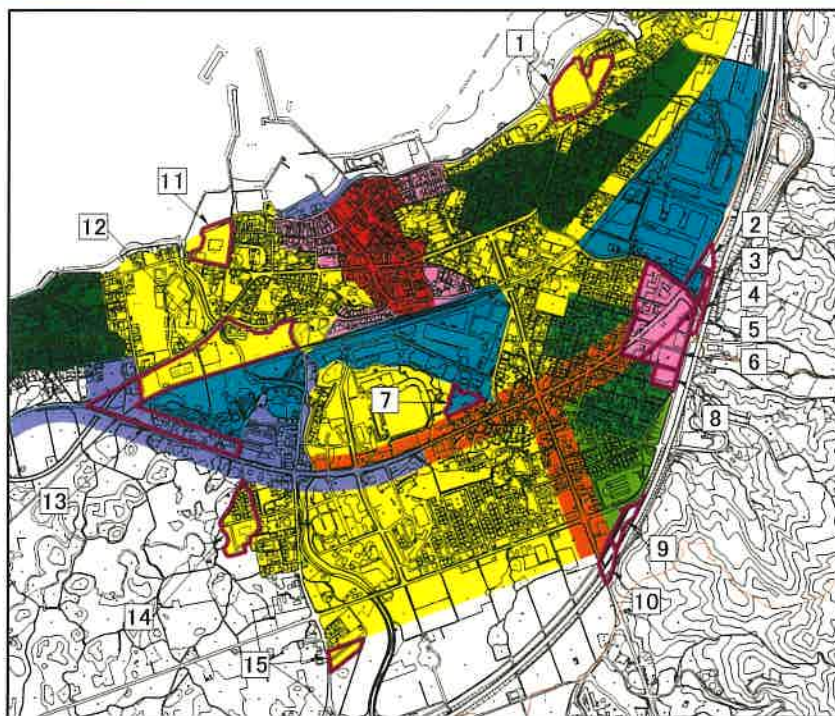


# ＝よりよい都市づくりに向けて＝ 都市計画用途地域の見直しをしました (平成30年4月1日にかほ市告示第18号)

にかほ市は、平成17年10月に旧仁賀保町、旧金浦町及び旧象潟町が合併し誕生しました。合併を受けて、平成22年7月23日付けで象潟都市計画区域、金浦都市計画区域、仁賀保都市計画区域を再編し、にかほ都市計画区域として新たな見直しを行いました。

さらに用途地域に関して平成23年度より見直しの検討業務に着手し、既存の用途地域を含む都市計画区域全体について、現況調査・解析を行うとともに上位計画や都市計画マスタープランとの土地利用構想等の整合を図ってきました。その結果、下図の20の地区について見直しを行いました。

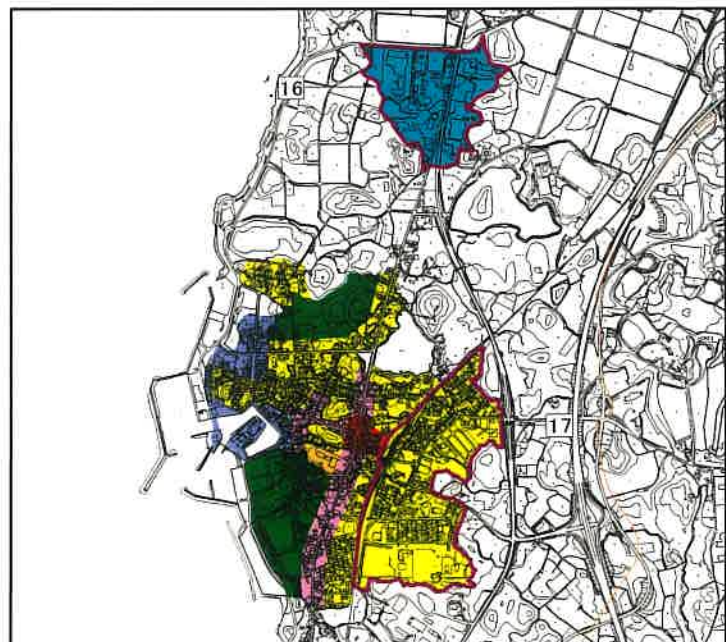
## 総括図 (1/2)



仁賀保地区

金浦地区

凡 例	
	第一種低層住居専用地域
	第一種中高層住居専用地域
	第二種中高層住居専用地域
	第一種住居地域
	第二種住居地域
	準住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	工業地域
	都市計画区域



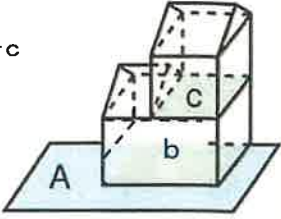
**◎ 容積率・建ぺい率の制限**

用途地域の種類	容積率 (%)	建ぺい率 (%)
第一種低層住居専用地域	80	50
第一種中高層住居専用地域	150 200	50 60
第二種中高層住居専用地域	200	60
第一種住居地域	200	60
第二種住居地域	200	60
準住居地域	200	60
近隣商業地域	200	80
商業地域	300・400	80
準工業地域	200	60
工業地域	200	60
用途地域の指定のない地域	200	70

**容積率と建ぺい率の考え方**

建ぺい率 = 建築面積 / 敷地面積 \* 100  
 容積率 = 延床面積 / 敷地面積 \* 100

建築面積: b  
 床面積: b + c  
 敷地面積: A



**【用途地域による建築物の形態についての規制】**

【斜線制限】  
 ・道路や隣地に係る採光や通風等を保護するため、敷地境界線から一定の勾配で建物の高さを制限します。

【道路幅員による容積率低減】  
 ・狭い道路にのみ面する敷地には、局所的な交通負荷を回避するため、指定容積率にかかわらず、前面道路の幅員に一定率を乗じた容積率に制限します。

【日影規制】  
 ・住居系用途地域等において、日照を確保するため、条例により、建物が隣地に落とす日影の時間を制限します。

**【問合せ先】** 〒018-0311 秋田県にかほ市金浦字花湯93-1  
**にかほ市役所 建設部 建設課**  
 ☎ 0184-38-4306





負担金: 15万

家賃料: 3,000円

字上林

H5 02

